山武市危険コンクリートブロック塀等撤去補助金
交付手続きのフロー

申請者（木造住宅所有者）が提出する書類

市（都市整備課が発行する書類）

（1）申請書に必要書類を添付して、都市整備課へ申請してください。

補助金交付申請書

〈添付書類〉
・撤去場所の案内図
・施工前の写真
・撤去する予定のブロック塀等に関する図面（ブロック塀全体を含む図面）
・ブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し
・ブロック塀等が敷設された敷地の所有者であることを証する書面
・市税等の納税証明願

（2）要綱に適合していれば交付決定通知書により通知いたします。

補助金交付決定通知書

※契約は補助金交付の可否の決定までお待ちください。
交付決定通知前に契約や撤去工事を実施した場合には、
補助金を受けられませんので、ご注意ください。

（3）撤去工事を実施してください。

（4）撤去工事完了後、必要書類を添付のうえ都市整備課へ報告してください。

補助事業実績報告書

〈添付書類〉
・工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
・撤去工事に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
・補助対象事業に係る契約書の写し
・補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
・補助金振込先口座が分かる書類

※完了日から起算し30日以内に報告してください。

（5）補助金の額を決定し、補助金確定通知書により通知いたします。

補助金確定通知書

（6）請求書を都市整備課へ提出してください。

補助金交付請求書

（7）申請された口座に補助金を交付いたします。

補助金交付（振込）